平成30年

第2回市議会定例会 議案第2号

平成30年度函館市水道事業会計補正予算(第1号)

- 第1条 平成30年度函館市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。
- 第2条 平成30年度函館市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第8条 を予算第9条とし、予算第5条から予算第7条までを1条ずつ繰り下げ、予算 第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額 赤川高区浄水場 プラント設備 平成31年度から 平成52年度まで 8,797,000千円

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

## 債務負担行為に関する調書

## (追 加)

事	項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額				当該年度以降の支払 義務発生予定額			左の財源内訳			
			期	間	金	額	期	間	金	額	企 業	債	自己資金
赤川高区浄水場 プラント設備 更新整備等事業費		<sup>千円</sup> 8,797,000				千円	平か平ま	1年度 2年度		7,000	2, 933,	<sup>千円</sup>	<sub>5</sub> , 864, 000